

社会福祉法人における会計処理上の留意事項について

序 章

社会福祉事業については、度重なる法改正や制度改正を経て、社会福祉法人以外の者が、事業の担い手として参入が幅広く認められ、担い手の中には、非営利団体である特定非営利法人も存在することから、これらの者と競争を重ねながら利用者を確保し、経営の安定を如何に図るかが社会福祉法人における喫緊の課題となっています。

また、平成28年3月の社会福祉法の改正に基づく社会福祉法人制度改革が実施されたことにより、一時的に議論は落ち着いたものの、社会福祉法人のみに対する税制上の優遇措置や、第1種社会福祉事業について、社会福祉法人だけが都道府県知事への届出で行うことができ、実質的に他の事業者の参入を制限していることなどの取扱いについて、これを是正すべきとする社会的な声も依然として残されています。

こうした中において、本県を始めとして全国的に、社会福祉法人における職員等による資金の横領や、社会福祉法人の倒産といった事態が、平成28年3月の社会福祉法人制度改革後においても、連綿と続いており、このような状況が今後も続くようであれば、社会福祉法人としての存在意義を問われ、現在社会福祉法人に認められている税制上の優遇措置等の見直しの議論を、社会的に再燃させるおそれがあります。

こうした状況に陥ることを避けるためには、社会福祉法人における財務規律の徹底を図ることが急務となりますので、この研修では、社会福祉法の改正と社会福祉法人制度改革への理解を深めていただくために、令和3年4月に所轄庁として作成し、県内の社会福祉法人に対して、電子メールにより周知を図っています「社会福祉法人の運営に関する法律等の解釈と運用」（以下「解釈と運用」といいます。）に記載した項目の中から経営の安定と透明化を図る観点から、特に会計処理において留意すべき事項について、次に掲げる3章に記載した順で理解を深めていきたいと思えます。

第1章では、社会福祉法人として実施する社会福祉事業、公益事業及び収益事業の相関性、特に社会福祉事業の経営に影響を及ぼすことがある公益事業の取扱いについて、記載しています。

第2章では、社会福祉法人において、不正経理や不適切な会計処理が生じないようにするために、日々の会計処理において、特に留意すべき事項について具体的に記載しています。

第3章では、小規模社会福祉法人における会計処理の効率化と適正化を図るために、厚生労働省から示された経理規程例を、法人として採択するにあたって留意すべき事項について記載しています。

第 1 章 社会福祉法人が営む事業

1 社会福祉事業の定義について

○社会福祉事業は、社会福祉を目的とする公益性を有する事業のうちで、法的な規制を要し、一方で国及び地方公共団体からの財政支援が享受できるものとして、社会福祉法第 2 条において、制限列举された事業をいいます。

⇒別紙「社会福祉事業一覧表」を参照

○社会福祉法第 2 条に定められた社会福祉事業を実施する場合は、社会福祉法に基づく許可や届出が必要となりますが、同条に記載されている個別法（児童福祉法等）に基づく事業については、これに代えて、当該事業を所管する行政庁（以下「所管庁」といいます。）による許可若しくは所管庁への届出が必要となります。

○社会福祉事業として提供する福祉サービスは、（直接利用者に対し、）できる限り無料又は低額で提供しなければならないことが、社会福祉法で定められています。

○次に掲げる事業につきましては、社会福祉法第 2 条に掲げられている事業であっても、社会福祉事業とはみなされません。（これらの事業は公益事業若しくは社会福祉事業に付帯する事業として取り扱うこととなります。）

【適用除外】

①更生保護事業法に規定する更生保護事業

②実施期間が 6 月（社会福祉法第 2 条第 3 項第 13 号に定める事業にあつては 3 月）を超えない事業

③社団又は組合が行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの（社会福祉協議会が会員のために行う事業などが該当）

④第 1 種社会福祉事業及び第 2 種社会福祉事業（社会福祉法第 2 条第 3 項第 1 号から第 9 号に規定する事業に限ります。）であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては 5 人、その他のものにあつては 20 人（社会福祉法施行令で定めるものにあつては 10 人）に満たないもの

【注 1】ここにいう「常時保護を受ける者」とは、生計の維持が困難な者、障害を抱えていて自立して社会生活が営めない者、就学前の児童のように保護する者がいなければ日常生活や社会生活を営めない者などが該当します。

【注 2】ここにいう「員数」は、利用定員として定めた員数をいいますが、定員の充足率が継続して利用定員を満たさずに、利用者の数がここに定める員数を下回る場合には、当該事業の社会福祉事業としての適性を、社会的に問われるおそれがあります。

【注 3】社会福祉法施行令に定めるものについては、「解釈と運用」(P45)を参照してください。

⑤社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成の金額が毎年度 500 万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の件数が毎年 50 に満たないもの（社会福祉協議会が行う福祉サービス助成事業などが該当します。）

2 公益事業の定義について

- 社会福祉法に定める公益事業とは、社会福祉を目的として、社会福祉事業以外の福祉サービスを、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、提供する事業です。

【注】ここにいう「公益事業」とは、社会福祉と関係性があり、かつ公益性を有する事業をいい、単に公益性を有するだけでは当該事業には該当しません。

- 公益事業の経営は、社会福祉法人が営む社会福祉事業の円滑な遂行に支障を与えるものであってはなりません。

- 公益事業については、平成 28 年 3 月の社会福祉法の改正において、社会福祉法人としての公益的な取り組みの一環として行うべきものとして位置づけられました。

さらに、社会福祉事業と同様に、公益事業として提供する福祉サービスは、できる限り無料又は低額な料金を提供しなければならないことも、この社会福祉法の改正により定められました。

- 一般的には、1 の①から⑤に掲げる事業のほか、以下に掲げる事業が公益事業に該当します。

- ①介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業

- ②介護老人保健施設、介護医療院を経営する事業

【注】生活困窮者に無料又は低額な費用で当該介護老人保健施設又は介護医療院を利用させることについて、社会福祉法に基づき施設の所在する都道府県知事に届出た場合は、当該介護老人保健施設又は当該介護医療院を経営することが、第二種社会福祉事業に該当します。

- ③介護保険法に規定する地域支援事業を市町村から受託して実施する事業

【注1】以下に掲げる事業についても、これを県又は市町村から受託した場合は、同様に取り扱うこととなります。(これらの事業は、法律上県又は市町村が実施する責務を負っています。)

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する地域生活支援事業

・子ども子育て支援法に規定する子育て支援事業

・社会福祉法に規定する重層的支援体制整備事業

【注2】地域支援事業、地域生活支援事業、子育て支援事業並びに重層的支援体制整備事業には、社会福祉事業に該当する事業も含まれています。

- ④有料老人ホームを経営する事業

- ⑤高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 5 条第 1 項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業

- ⑥住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）第 8 条に規定する住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業

- ⑦社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業

⑧公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業

⑨その他の事業（社会福祉事業に該当するものを除く。）

- 1 の④に掲げる事業、上記の事業うちの①及び②に掲げる事業、⑨に掲げる事業のうちの社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士及び保育士に係るものに限ります。）並びに社会福祉事業と密接に実施されるものとして所轄庁が認める事業（上記の①から⑥に掲げる事業を除きます。）については、収益事業で得た収益をその事業の経営に充当できることから、これらの事業を「特定公益事業」といいます。
- 1 の①から④及び上記の①から⑨に掲げる事業であって、社会福祉充実残額を財源として実施する福祉サービスを提供する事業を、「地域公益事業」といいます。
- その他の事業の具体例については「解釈と運用」（P49）を参照してください。

3 公益事業の会計処理について

○公益事業に関する会計は、社会福祉事業とは区分して、特別の会計として処理しなければならない（社会福祉法第26条第2項）ことから、社会福祉法人会計基準（以下「会計基準」といいます。）に関し厚生労働省が発出した通知では、社会福祉事業の拠点区分とは別に、拠点区分を設けて会計処理を行わなければならないとしています。

【注】ここにいう「特別の会計として処理」とは、公益事業区分を設けて、会計処理を行うことをいいます。

○ただし、公益事業を社会福祉事業と一体的に実施している場合には、当該通知では、共通する収益や費用について、効率的な会計処理を行うために、社会福祉事業と公益事業の拠点区分を同一にして、会計処理を行うことができるとしています。

○さらに、会計基準に関し厚生労働省が発出した事務連絡では、公益事業であっても、社会福祉事業と一体的に実施している小規模な事業の場合は、その会計処理を、当該社会福祉事業の拠点区分に含めて行うことができるとしていますが、この会計処理は、社会福祉法に定める会計処理の特例として行うこととなりますので、当該会計処理を行う場合は、以下の場合に限定して行うことが、適当と考えます。

①社会福祉事業と一体的に実施していて共通経費が発生しているが、事業の規模が小規模な場合

【注1】ここにいう「一体的に」とは、1つの社会福祉事業を核として、それに関連する事業を、当該社会福祉事業と連携を図りながら行うことをいいます。

具体例については「解釈と運用」(P52)に記載していますので参照してください。

【注2】ここにいう「小規模」とは、社会福祉事業と一体的に実施している公益事業の費用総額の割合が、当該社会福祉事業の費用総額に対して、1割未満（※）となっていることが、一つの判断の目安になるものと考えます。

※生活困窮者に対する無料低額診療事業における収入割合を1割以上としていることを参考としています。

【注3】この場合の会計処理は、一体的に実施している社会福祉事業の拠点区分に、当該事業に係るサービス区分を設けて行います。

②社会福祉事業と一体的に実施していて共通経費が発生しているが、当該社会福祉事業との間の収益や経費の按分が困難な場合

【注】当該事業の収益や費用については、一体的に実施している社会福祉事業の雑収益又は雑費用として会計処理を行います。

あ

○社会福祉事業と一体的に実施していて、事業の規模が小規模であっても、以下に掲げる要件のいずれかに該当する場合の会計処理については、固定資産税等の課税上の問題もあることから、会計区分として公益事業区分を設けて行うことが適当です。

①事業を営むに当たり専任の従業者を配置

②当該事業の用に供する専用の不動産を保有

4 収益事業の定義について

- 社会福祉法に定める収益事業とは、事業活動で得た収益を、社会福祉事業又は特定公益事業の経営に充てることを目的として営む事業をいいます。
- 収益事業の経営は、公益事業と同様に、社会福祉法人が営む社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるものであってはなりません。
- 収益事業の種別については、特に制限は設けられていませんが、「社会福祉法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があることから、以下に掲げる事業は行うことはできません。

- ①風俗営業及び風俗関連事業
- ②高利な融資事業
- ③①及び②に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業

- さらに、以下に掲げる場合も、「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」があることから、これらを収益事業として行うことはできません。

- ①社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合
- ②収益事業を社会福祉事業と同一の設備を使用して行う場合

- 社会福祉法に定める収益事業と、法人税法等で定める収益事業とでは、事業として認定する基準が異なっており、社会福祉法において社会福祉事業や公益事業と認定されても、法人税法等では収益事業と認定される場合があります。

5 収益事業の会計処理について

- 収益事業の会計についても、公益事業と同様に社会福祉事業とは区分して、特別の会計として処理しなければなりません。

【注】ここにいう「特別の会計として処理」とは、公益事業の場合と同様に、収益事業区分を設けて会計処理を行うことをいいます。

- 収益事業は、公益事業と異なり、社会福祉事業の設備を活用して事業を営むことや、会計処理を社会福祉事業の拠点区分に含めて行うことはできませんので、小規模であっても、収益事業の会計区分を設けて会計処理を行う必要があります。
- 収益事業の会計年度において生じた収益は、当該事業の存続に必要な資金を残して、残りの収益のすべてを、会計年度末において、社会福祉事業又は特定公益事業の会計に繰り入れ（税法上は社会福祉法人への寄附とみなされます。）なければなりません。
- 収益事業を行っていない場合でも、社会福祉法人全体の収益が年間 8,000 万円を超える場合は、管轄の税務署に対し、計算書類を提出しなければなりません。

6 社会福祉事業を営む上での資産要件について

- 社会福祉法人は、社会福祉事業を営むために設立される法人であることから、当該事業に係る福祉サービスを利用者に安定的に提供するために、自主的にその経営基盤の強化、事業経営の透明性の確保や、その提供する福祉サービスの向上を図ることが、社会福祉法において社会福祉法人の責務として定められています。
- この一環として、社会福祉法には、社会福祉事業を行うにつき必要な資産については、社会福祉法人は、これを備えなければならないと定められています。

【注】「資産を備える」とは、社会福祉事業を行う上で直接必要な物件のすべてについて、所有権を取得するか、国又は地方公共団体から貸借若しくは使用許可を得ることをいいます。

- 都市部等の土地の取得が極めて困難な地域においては、国又は地方公共団体以外の者から、不動産の一部に限って、貸与を受けることが認められています。その場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を、設定し登記する必要があります。

【注1】社会福祉施設を経営する場合においては、国又は地方公共団体以外の者から貸与を受けることができる不動産は、基本的には敷地に限られますので、事業の用に供する建物や施設については、社会福祉法人が所有している必要があります。

【注2】国又は地方公共団体以外の者から、事業の用に供する不動産の貸与を受ける期間は、原則として、当該事業が存続するまでの間とする必要があります。

【注3】経営基盤が安定している公共交通事業を行う事業者等から貸与を受ける場合は、10年以上の期間が設けてあれば、地上権又は賃借権の登記については、省略することができます。

- 事業の用に供する不動産を貸借する場合は、当該賃借料は、社会福祉法人として長期的に支払いが可能なものであることを要します。
- 報酬を受けている役員等から、当該不動産を貸借することは適当ではありません。
- 取得した資産は「基本財産」として、貸借対照表上で管理することになります。
- 特定の施設又は事業の資産要件については、さらに特例が設けられています。

⇒「解釈と運用」(P55)を参照

なお、ここに設けられている特例には、社会福祉法人が社会福祉事業を営む上で必要な資産要件と、民間事業者を含む社会福祉事業を営む者が備えなければならない資産要件の違いがありますので、注意してください。

7 国又は地方公共団体から受託した事業の取扱いについて

- 社会福祉法第 61 条第 1 項には、憲法第 89 条に規定する「公の支配」によって、社会福祉法人を含む社会福祉事業者と国又は地方公共団体の関係において、過度の相互干渉によって社会福祉事業者の自立性が損なわれないように、「事業経営の準則」として以下の事項が定められていますので、社会福祉法人が国又は地方公共団体から施設等の経営について受託する場合は、その内容が、この「事業経営の準則」に則ったものとなっていないければなりません。

- ①国及び地方公共団体は、法律に基づくその責任を他の社会福祉事業を経営する者に転嫁し、又はこれらの者の財政的援助を求めないこと
- ②国及び地方公共団体は、他の社会福祉事業を経営する者に対し、その自主性を重んじ、不当な関与を行わないこと
- ③社会福祉事業を経営する者は、不当に国及び地方公共団体の財政的、管理的援助を仰がないこと

- 一方で、社会福祉法第 61 条第 2 項では、国又は地方公共団体が、社会福祉法人を含む社会福祉事業を経営する者に対して、その経営する社会福祉事業において、福祉サービスを必要とする者を施設に入所させることその他の措置を行うことを、委託することは妨げないとも規定しています。(措置を委託する行為は、民法の準委任行為に該当します。)
- しかしながら、上記のような措置の委託ではなく、社会福祉法人が、国又は地方公共団体が行う施設又は事業（以下「施設等」といいます。）の経営を受託する場合は、民法に規定する請負行為に該当することになります。
- 社会福祉法人が社会福祉事業に係る福祉サービスを利用者に提供する場合は、自らがその提供を行う責務がありますので、社会福祉事業である施設等の経営を、国又は地方公共団体から受託しても、その行為は請負であり自らが行うものではありませんので、受託した施設等の経営は、原則として公益事業として取り扱うことになります。
- なお、上記にかかわらず、社会福祉法人が国又は地方公共団体から社会福祉施設の経営を受託した場合は、社会福祉事業として取り扱うことになりますので、注意を要します。

- 【注】「社会福祉施設」については、社会福祉法第 62 条に定める第 1 種社会福祉事業の用に供する施設がこれに該当します。**
- なお、第 2 種社会福祉事業の用に供する施設の中にも、広い意味で「社会福祉施設」として取り扱われるものがありますので、この判断に迷われるようであれば、所轄庁に確認してください。

- 国又は地方公共団体が実施する事業の中には、「国が要綱又は地方公共団体が条例等で定める社会福祉事業に類する事業を、社会福祉法人が実施した場合に、財政的支援を行うとする事業」がありますが、事業を開始するにあたって、社会福祉法の規定に基づいて、都道府県知事への届出や都道府県知事の許可を得ていない場合は、当該事業は、社会福祉事業には該当しないので注意を要します。

8 新規に施設等を営む場合の留意事項について

- 社会福祉法人は、日常生活や社会生活上の支援を必要とする者に対し、社会福祉事業である各種福祉サービスを提供することを目的として設立される法人です。
- したがって、社会福祉法人が、新たに施設等の経営を行う場合は、当該施設等の経営が、公益事業や収益事業に該当する場合であっても、事業の内容がこの目的に沿ったものであることを、対外的に明らかにする責務があることから、当該施設等の経営を行うにあたっては、運営規程を作成する必要があります。
また作成した運営規程については、インターネット等を通じて公表することが適当です。
- 社会福祉法人は、定款に記載のない事業を行うことはできません。
- 以下に掲げる場合には、定款への記載を省略して事業を行うことができます。

①公益事業を、関係する社会福祉事業と一体的に実施する場合、若しくは社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して実施する場合

【注1】ここにいう「一体的に」とは、公益事業に係る会計処理を社会福祉事業の会計に含めて行う場合と同じことをいいます。

【注2】「社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用」とは、活用する社会福祉事業の施設を、当該社会福祉事業と異なる目的で使用することをいいます。

【注3】社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して事業を実施する場合も、一体的に実施する場合と同様の会計処理を行う必要があります。

②収益事業の要件である「一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」に該当しないこととなる以下に掲げる事業を営む場合

ア 社会福祉法人が使用することを目的とする設備等を、外部の者に依頼されて、当該社会福祉法人の業務遂行に支障のない範囲内で使用させる場合（例：会議室を社会福祉法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合）

イ 偶然に適当な興行の機会を得て慈善興行を行う場合

ウ 社会福祉施設等において、専ら施設の利用者の利便に供するために、売店を経営する場合

【注】これらの事業を営む場合は、社会福祉事業の付帯事業として会計処理を行います。

- 定款への記載を省略する場合には、必ず事前に所轄庁に協議してください。
- 定款変更の申請は、個別法に定めるところにより、所管庁に対し事業の開始に係る許可申請等を行う前に、所轄庁に対し行う必要があります。

第2章 社会福祉法人における会計処理

1 社会福祉法人会計の特色について

(1) 企業会計との相違点

○社会福祉法人会計（以下「法人会計」といいます。）と民間の会社等に適用される企業会計とは、以下のような相違点がありますので、このことに留意して会計処理を行う必要があります。

①企業会計においては、決算主義に基づき、損益計算書と貸借対照表により、事業活動に係る収支や資産を管理していますが、法人会計においては、決算主義と予算主義の双方に基づいて会計処理を行うため、事業活動計算書（企業会計では損益計算書及び利益処分計算書といいます。）と貸借対照表に加え、予算主義の観点から、資金収支計算書（企業会計でいうキャッシュフロー計算書に準じたものです。）も作成して、事業活動に係る収支等を管理しますので、資金の移動を伴う取引については、事業活動計算書と資金収支計算書の2つの勘定において、二重に仕訳を行うこととなります。

②企業会計においては、国等からの補助金等を受け入れて固定資産を取得した場合は、一般的には、固定資産の取得額から、国等からの補助金等（以下「国庫補助金等」という。）の受入額を控除した額を、固定資産の評価額として貸借対照表に計上します（これを圧縮記帳といいます。）。

これに対し、法人会計においては、国庫補助金等の公的資金を受け入れて固定資産を取得した場合は、固定資産の取得額と同額を、貸借対照表の固定資産に計上し、受け入れた国庫補助金等については、施設整備に係る補助金収益として事業活動計算書に計上した後に、同額を純資産の部に「国庫補助金等特別積立金」として積立てます。

【注1】ここにいう「国庫補助金等」には、施設整備や備品購入のために受け入れた以下に掲げる資金も含まれます。

- ・自転車競技法等の法律に基づいた民間公益事業による助成金等
- ・共同募金会から受け取る受益者指定寄付金以外の配分金
- ・施設整備資金の借入時に、償還にあたって補助等が約されている場合の当該補助金等

【注2】国及び地方公共団体並びに共同募金会及び自転車競技法等の法律に基づいた民間公益事業による助成を行う団体から、事業の用に供する資産を無償で譲渡された場合は、当該資産を時価評価し、その評価額を固定資産に計上した上で、同額について、施設整備等に係る補助金収益に計上し、その後、純資産の部の国庫補助金等積立金に積み立てる必要があります。

このため、法人会計において固定資産を償却するときは、当該償却額のうち、補助金等を受け入れた額に相当する部分については、国庫補助金等特別積立金を取り崩して、償却財源として充当することとなります。

なお、非償却資産である土地に対する国庫補助金等積立金については、原則として取り崩しは行いません。

- ③法人会計においては、社会福祉施設の用に供する財産並びに社会福祉法人の運営にとって重要な資産を「基本財産」として、それ以外の資産を「その他財産」として、貸借対照表の固定資産の部に計上します。

なお、基本財産を処分し又は担保として提供する場合は、事前に所轄庁の承認を得る必要があります。

【注】ここにいう「処分」には、第三者への売却や譲渡以外に、長期の使用貸借、老朽化等による除却及び用途の変更が該当します。

- ④法人会計においては、貸借対照表の純資産の部に積立金（国庫補助金等特別積立金を除きます。）を計上した場合は、その同額について、貸借対照表の固定資産の部に積立資産として計上する必要があります。

従って、積立金を取り崩して、資金を社会福祉法人外へ支出する場合には、積立資産についても、同額を取り崩して、支払資金（現金又は預金）に振り替える会計処理が必要となります。

- ⑤法人会計の純資産の部に計上する「基本金」の財源は、第三者からの寄附金に限定されることから、企業会計のように、自己財源により「基本金」の積増しを行うことはできません。

また、基本金の組入れの対象となった基本財産又はその他の財産を使って行う事業について、その一部又は全部を廃止し、かつ、事業の用に供する財産を廃棄若しくは売却した場合には、当該事業を実施するに当たり組入れられた基本金の一部又は全部についても、取り崩す必要があります。

なお、基本金を取り崩す場合には、事前に所轄庁に協議し、その内容について審査を受けなければ、これを行うことはできません。

- ⑥法人会計においては、会計処理の区分として、社会福祉事業、公益事業及び収益事業の3つの事業区分と、それぞれに属する拠点区分とサービス区分を設ける必要があります。企業会計とは異なって、会計区分間の資金移動についても、営む事業によっては厳しい制約が課せられています。（国や地方公共団体から措置費又は措置委託費を受け入れている場合は、特に注意しなければなりません。）

- ⑦企業会計は、収益への課税を意識した会計処理であるのに対し、法人会計は、社会福祉法人が受け入れた補助金等の公的資金を適正に管理するための会計処理であることから、法人会計においては、企業会計とは異なる観点から、会計処理を求められるところがあります。

特に、公益事業を行う場合には、その収益性の有無の判断が、税法上の解釈と異なることがありますので注意してください。

（２）重要性の原則と取引の総額計上の調整

○会計基準には、重要性の乏しいものについては、会計処理の原則及び手続き並びに計算書類の表示方法の適用に際して、本来の厳密な方法によらず、簡易な方法によ

ることができる」と定められています。

- 一方で、会計基準には、計算関係書類等に記載する金額は、原則として総額をもって1円単位で表示しなければならない（債権債務の相殺処理の禁止）とも定められています。

【注1】会計区分間の内部取引については、債権債務の相殺処理を行わなければなりませんので、注意を要します。

- 社会福祉法人が得る収入については、その多くに公的資金が含まれていることから、法人会計においては、重要性の原則を適用して会計処理の簡略化を図ることよりも、取引の総額を計算書類に計上して、資金の収支状況を明確にすることの方が、より重要な会計処理の原則となります。
- 以上のことから、重要性の原則を会計処理に適用する場合には、その適用は必要最小限度の範囲にとどめる必要がありますので、その取扱いについて、経理規程又は経理規程細則で定めておくことが適当です。
- 「重要性の原則」の具体例については、「解釈と運用」（P62）を参照してください。

2 会計区分間の資金移動について

(1) 共通する経費の会計処理

○会計区分の異なる複数の施設等を経営し、人件費や光熱水費などの事業間で共通する経費（以下「共通経費」といいます。）を、1つの会計区分において、まとめて取引先に支払う場合（以下これを行う会計区分を「統括会計区分」といいます。）には、以下に掲げる事項に留意する必要があります。

【会計区分ごとに預金口座を開設していない場合】

- ・ 共通経費に係る支払金額が確定したときは、統括会計区分以外の会計区分（以下「他の会計区分」といいます。）において、当該会計区分が負担する共通経費に係る勘定科目について、統括会計区分を相手方として支出の仕訳を行います。
- ・ 統括会計区分においては、他の会計区分から、共通経費負担分として受け入れた資金（現預金の移動は伴いません。）について、預り金として仕訳を行います。
- ・ 取引先に共通経費の代金を支払うときは、統括会計区分において、当該会計区分が負担する共通経費に係る勘定科目についての支出の仕訳と、他の会計区分から、当該共通経費の支払のために受け入れた預り金の支出の仕訳を行った上で、預金口座から一括して取引先に代金を支払います。

【会計区分ごとに預金口座を開設しているが支払の都度口座間で資金移動を行わない場合】

- ・ 共通経費に係る支払金額が確定したときは、統括会計区分において、当該会計区分が負担する共通経費に係る勘定科目について支出の仕訳を行った上で、他の会計区分における支払分も合わせて、統括会計区分の預金口座から一括して、取引先に代金を支払います。
- ・ その支払いにおける他の会計区分の会計における負担分については、統括会計区分から他の会計区分への立替金として仕訳をします。
- ・ 立替金を清算するときは、他の会計区分において、立替払いがされた共通経費に係る勘定科目について支出の仕訳を行った上で、他の会計区分の預金口座から、統括会計区分の預金口座に資金を移動させます。
- ・ これを受けて、統括会計区分においては立替金の入金仕訳を行います。

【会計区分ごとに預金口座を開設し支払いの都度口座間で資金移動を行う場合】

- ・ 共通経費に係る支払金額が確定したときは、他の会計区分において、当該会計区分が負担する共通経費に係る勘定科目について、統括会計区分を相手方として支出の仕訳を行った上で、他の会計区分の預金口座から、統括会計区分の預金口座に資金を移動させます。
- ・ これを受けて、統括会計区分においては、当該資金について預り金として仕訳を行います。

・取引先に対し共通経費の代金を支払う際は、統括会計区分において、当該会計で負担する共通経費に係る勘定科目の支出の仕訳と、他の会計区分から当該共通経費の支払い資金として受け入れた預り金の支出の仕訳を行った上で、統括会計区分の預金口座から、一括して取引先に代金を支払います。

- 共通経費に係る会計処理において、当該共通経費のすべてが、統括会計区分における取引により生じたものとして仕訳し、取引先に対し代金を支払った上で、会計年度末等において、他の会計区分の負担分を回収するための統括会計区分への資金移動に際して、他の会計区分において、当該資金の移動を、繰出費用の支出として仕訳することは、会計処理の原則からこれを行うことはできません。
- 施設等の経営により共通経費（職員の人件費や建物内の共益費等）が発生する場合には、事前に共通経費の負担に係る按分方法について、経理規程又は経理規程細則に定めておく必要があります。

（２）他の会計区分へ資金を繰出す場合の会計処理

- 会計区分間での資金の繰入れ及び繰出しを、会計年度の中途において行くと、繰出しを行った会計区分において、事業不振等により会計年度末に資金が不足した場合に、当該繰出しが、当該会計区分の会計年度の収支に、重大な影響を及ぼすこととなります。
- このような事態を避けるためには、会計年度の中途における会計区分間の資金の融通については、資金の貸借で行い、会計年度末において、決算状況を勘案した上で、当該資金の貸借を、資金の繰入れ繰出しに振り替える会計処理を行うことが適当です。
- なお、施設等を経営する中で欠損金が生じた場合において、その補填のために、会計区分間の資金の繰入れ及び繰出しを行うときは、以下の点に留意してください。

①事業区分内の拠点区分間又はサービス区分間であれば、会計年度末において、繰入れ及び繰出しを行っても問題はありませんが、事業によっては、生じた剰余金を他の事業に充当できないものがあります。

②社会福祉事業の経営に支障が生じない範囲内であれば、当該社会福祉事業の経営で得た収益を公益事業に充当することができます。

【注】「経営に影響が生じない範囲」とは、会計年度末において社会福祉充実残額が生じる場合を想定しています。

③公益事業の経営により得た収益は、社会福祉事業又は他の公益事業に充当することができます。

④社会福祉事業又は公益事業の経営により得た収益は、収益事業に充当（資金の貸付けを含みます。）することはできません。

⑤収益事業の収益から公益事業に資金を充当することについては、理由の如何を問わず、当該公益事業が特定公益事業でない限りは認められません。

3 利用者負担金等の会計処理について

(1) 保護者会等の会計処理

○保護者会等から会計処理（会費の収入、活動経費の支払）について依頼された場合には、施設等の利用者から預かった資金を管理する場合と同様に、その管理を誤ると、社会福祉法人としての事業活動に、重大な支障を及ぼすこととなりますので、当該会計処理を受託する場合は、以下の点に留意する必要があります。

- ①依頼を受けて、定期的に会費を保護者等から徴収する場合は、徴収した会費を保護者会に渡すまでの間は、社会福祉法人の預り金として受入れて、資金を管理する必要があります。
- ②依頼を受けて、事業活動に係る経費の支払いを行う場合は、社会福祉法人が当該経費を立替えて支払った上で、保護者会等に清算を求めることが適当です。
- ③依頼を受けて資金を管理する場合は、争いを避ける観点から、必ず法人と保護者会等との間で、資金の管理に関する書面を取り交わす必要があります。

○集金袋により会費等を徴収し、事業年度末に当該集金袋を保護者等に返還している場合は、事後における保護者等との争いを避ける観点から、証拠書類として、集金袋の写しを保存しておく必要があります。

(2) 職員給与から控除した資金の会計処理

○職員の給与から、親睦団体の会費、給食費、駐車場料等の個人負担に係る資金を控除する場合は、労働基準法第24条の規定に基づき、法人と労働組合又は労働者の過半数を代表する者との間で、賃金控除に関する協定を締結しておかなければなりません。（当該協定書については所管庁に提出する必要はありません。）

○給与から控除した資金については、控除した時点で「職員預り金」に計上する必要がありますので、当該資金を、重要性の原則を適用して、関係する勘定科目の控除額として会計処理することは、適当ではありません。

○職員預り金からの第三者への支払いは、原則として口座振替により行うことが適当です。

なお、やむを得ず現金で支払った場合には、必ず相手方から受領書又は領収書を徴しておく必要があります。

4 会計処理業務の執行体制について

(1) 契約担当者と会計責任者の兼務

- 全国経営者協会が作成した社会福祉法人モデル経理規程（以下「モデル経理規程」といいます。）には、理事長又は理事長から契約行為について委任を受けた者を契約担当者とし、会計責任者は、理事長が任命すると記載してありますので、契約担当者と会計責任者の兼務は、想定していないように思われます。
- しかしながら、モデル経理規程や厚生労働省が発出した通知においては、契約担当者と会計責任者の兼務の可否については、明確には示されていません。
- 一方で、この兼務を認めてしまうと、契約に関する業務を執行する契約担当者と、資金の支払いを管理する会計責任者との間の内部牽制機能が、全く働かないこととなります。
- 契約担当者である理事長と会計責任者との関係は、会社組織における代表取締役と会計参与、又は地方公共団体における首長と会計管理者との関係に類似していますが、会社法や地方自治法では、組織内における内部牽制機能を確保する観点から、代表取締役による会計参与の兼務や、首長による会計管理者の兼務を禁止しています。
- このことを踏まえるならば、社会福祉法には定められていませんが、社会福祉法人においても、内部牽制機能を十分に確保する観点から、理事長が会計責任者を兼務することは、行うべきではないと考えます。

【注】会計責任者は、理事長から委任を受けて会計事務に従事しますので、会計伝票等の決裁については、理事長がこれを行うことはできません。

一方で、会計責任者は、理事長から委任を受けた業務について、その状況を報告する責務を負いますので、毎月末において残高試算表を作成し、理事長に提出しなければなりません。

(2) 統括会計責任者の配置

- モデル経理規程には、統括会計責任者1名と、拠点区分ごとに会計責任者を置き、1人の会計責任者が、複数の拠点区分の会計責任者を兼務することができると記載してあります。（1人の会計責任者が、他のすべての拠点区分の会計責任者を兼務しているような小規模法人においては、統括会計責任者を置かなくてもよいとも記載してあります。）
- しかしながら、会計責任者は、その職務内容から、会社における会計参与又は地方公共団体における会計管理者と同等の立場にある者といえますので、規模が大きな法人にあっても、会計処理における責任の所在を明確にする観点から、会社等と同様に会計責任者は原則として1人とすることが適当と考えます。（拠点区分には出納職員を配置すれば会計責任者を置かなくても問題ありません。）
- 社会福祉法人の事業規模によっては、従たる事務所を設置する場合がありますので、この場合にあっては、従たる事務所ごとに会計責任者を配置し、その上で統括会計責任者を配置することが適当と考えます。

(3) 出納職員の配置

- モデル経理規程には、社会福祉法人の会計処理を円滑に行うために、サービス区分（拠点区分にサービス区分を設けていない場合は拠点区分）ごとに出納職員を配置すると記載してあります。
- 厚生労働省が発出した通知文書では、会計処理業務における内部牽制機能を確保するために、会計責任者が出納職員を兼務することはできないとしています。

5 役員等に対する報酬等（退職慰労金を含む）の支給について

- 役員等と社会福祉法人の関係は、民法に定める委任の関係にあり、民法では、受任した者は、委任された業務に無償で従事し、委任した者との間で、報酬等の支給に関する特約を結んだ場合に限り、報酬等を受け取ることができると定めています。
- 社会福祉法人において役員等に報酬等を支給する場合は、この特約に当たるものとして、役員等に対する報酬等の支給基準（以下「報酬等支給基準」といいます。）を定めなければなりません。これを定めるに当たっては、以下の点に留意する必要があります。

- ①職員の身分（施設長、事業管理者等）を有する理事が、職員としての職務に従事した場合は、職務に従事したことの労働の対価は、報酬ではなく給与規程に基づく給与として受け取ることになります。ただし、職員としての職務以外に、理事の立場から、役員としての業務に従事することがあれば、当該役員としての業務に従事したことの対価については、報酬として受け取ることになります。
- ②理事長や業務執行理事のように、社会福祉法人の業務執行に関する権限を有する理事が、施設長や事業管理者を兼務しても、その職務に従事したことの対価は、給与ではなく報酬として受け取ることになります。
なお、これらの者に対し、兼務した職務に従事した対価を給与規程に基づき報酬として支給する場合は、報酬等支給基準にその額を定める必要はありませんが、兼務した職務に従事した対価を、給与規程に基づき報酬として支給することについては、当該報酬等支給基準に記載する必要があります。
- ③役員に対する退職慰労金については、報酬等に準じて取り扱うこととなりますので、その支給額等については、評議員会の承認を得て報酬等支給基準に定めておく必要があります。
なお、理事長や業務執行理事が、兼務して施設長等の職務に従事した場合は、福祉医療機構が設ける退職給付金共済制度に加入することができますので、当該共済制度に加入して退職慰労金を支給する場合は、この取扱いについても、報酬等支給基準に定めておく必要があります。
- ④「報酬等」とは、報酬と手当をいい、旅費はこれに含まれませんが、旅費として日当を支給する場合は、その支給対象が費用であることが認識できなければ、報酬とみなされることがありますので、旅費の支給に係る規程の中で、日当の対象となる経費を明確にしておく必要があります。

6 引当金の計上について

- モデル経理規程には、退職給付引当金、賞与引当金、徴収不能引当金の取扱いについて記載してあります。
- このうち賞与引当金については、重要性の原則を適用して、当該引当金を貸借対照表に計上しないことができると記載してあることから、賞与引当金の貸借対照表への計上については、その要否を、社会福祉法人において判断することになります。
- しかしながら、国又は地方公共団体から、社会福祉法人が実施する事業における職員の処遇改善のために、支援費の加算の支給がなされている現状を踏まえるならば、重要性の原則を適用して、賞与引当金の計上を行わないことは、適当ではありません。

【注】3月にも賞与を支給している場合であって、支給算定期間が1月(場合によっては前年の12月)から2月となっているときは、重要性の原則を適用して、3月分として算定した要支給額について、引当金として計上しない会計処理を行っても、問題はないものと考えます。

- 生活資金の貸与や奨学金の貸与を行う場合にあつては、資金の回収状況によっては、徴収不能引当金を、貸借対照表上に計上する必要がありますので、引当を行う基準について、経理規程若しくは経理規程細則に定めておく必要があります。

7 特別の利益供与等を与えてはならない者の把握

(1) 特別の利益供与を与えてはならない者の把握

○社会福祉法には、社会福祉法人が、その事業活動に伴い、社会福祉法施行令で定める以下の関係者に対し、特別の利益を与えてはならないと定められていますので、社会福祉法人が第三者との間で事業に関する取引や契約（以下「取引等」といいます。）を行うときは、当該取引等を行う前に、これらの者が取引等の相手方にいないことを、確認しなければなりません。

- ①社会福祉法人の設立者、評議員、理事、監事及び職員
- ②①に掲げる者の配偶者又は3親等内の親族
- ③①及び②に掲げる者と婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係にある者
- ④①に掲げる者から受け取る金銭その他の財産によって生計を維持する者

○「特別の利益供与」の事例としては、以下のようなものが考えられます。

- ①正規の手続きを経ずにこれらの者を職員として雇用すること
- ②給与規程等に基づかず高額な給与等をこれらの者に支給すること
- ③これらの者が所有する資産を借り受けるに当たって、市場価格より高額な賃借料を支払うこと
- ④これらの者から、競争性を確保するための入札等の手続きを行わないで、独占的に事業の用に供する物品等を購入すること

(2) 関連当事者の把握

○会計基準には、次の①から③に掲げる者（以下「関連当事者」といいます。）と社会福祉法人との取引を把握し、その取引の総額が1000千万円を超える場合には、計算書類の注記に、その取引状況を記載しなければならないと定められていますので、会計年度中における関連当事者との取引は、名寄せして管理する必要があります。

①常勤の役員として又は評議員として報酬を受けている者

【注】「常勤」とは、税法上では、1週間に4日以上業務に従事することと定義していますので、ここにいう「常勤」についても、同様な取扱いとすることが適当と考えます。

②常勤の役員として又は評議員として報酬を受けている者の近親者（3親等内の親族及びこの者と特別の関係にある者）

【注】「特別の関係にある者」とは以下の者をいいます。

- ア 当該役員又は評議員と、婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係にある者
- イ 当該役員又は評議員から受け取る金銭その他の財産によって生計を維持する者
- ウ ア又はイに掲げる者の親族で、これらの者と生計を一にしている者

③常勤の役員として又は評議員として報酬を受けている者及びそれらの近親者が、議決権の過半数を有している法人

○計算書類の注記に記載する取引は、費用等の事業活動計算書項目だけでなく、資産購入等の貸借対照表項目についても該当します。

第3章 小規模社会福祉法人に係る特記事項

1 会計処理の特例

○令和2年11月に、厚生労働省から、小規模法人における会計事務処理の効率化と適正化を図るために、以下の内容を柱として「経理規程例」と「経理事務マニュアル」が示されました。

- ①統括会計責任者を、1法人1施設のような場合には置かないことができること
- ②補助簿の作成については、必要最小限度のものを作成すれば足りること
- ③会計伝票への会計責任者の承認の押印を廃止し、仕訳日記帳への会計責任者の承認の押印に代えること
- ④予算管理責任者を会計責任者に兼務させること
- ⑤債務の支払の期限を翌月末から翌々月末までに延長すること
- ⑥小口現金の支払いについて、取引ごとではなく勘定科目の費目ごとに、まとめて会計処理を行うこと
- ⑦固定資産管理責任者を施設長（事業管理者）とすること

○この経理規程例に記載された事項を、法人として採択する場合には、現行の経理規程を改正する必要がありますが、改正に当たっては理事会の承認が必要となります。

2 監事による監査の強化

○厚生労働省から示された経理規程例は、会計処理業務に従事しない職員による内部監査を実施して、社会福祉法人内における内部牽制機能が、十分に確保されていることを前提として作成されています。

○しかしながら、県内の社会福祉法人の中には、経営基盤や人員体制が脆弱なために、内部監査を十分に行えていない社会福祉法人があります。

○こうした社会福祉法人が、経理規程例に基づき現行の経理規程を改正して、会計処理業務の効率化を図ろうとするときは、職員による内部監査に代わるものとして、監事による会計処理に係る監査を、会計年度末だけでなく、定期的（できれば毎月）に行うことが必要になるものと考えます。（会計の専門家へ、会計処理に関する監査を委託することも考えられます。）

3 役員による会計責任者としての業務従事

○厚生労働省から示された経理規程例は、会計責任者を施設長（事業管理者）とし、その下に会計処理を担当する専任の事務職員を配置することを前提として作成されています。

○しかしながら、経営基盤が脆弱な小規模法人においては、このような職員を配置することは、実質的に困難であることから、事務処理の効率化のために、経理規程を経理規程例に沿って改正しようとするときは、施設長（事業管理者）を会計責任者に選任することに代えて、理事の内の1人を業務執行理事に選定し、会計責任者の業務に従事してもらうなどの対応が、必要になるものと考えます。

○なお、契約事務についても、職員等の中から契約事務に従事する者を選任して、内部牽制機能を確保することが適当と考えます。

終章

社会福祉法人が、社会福祉法人制度改革等により、非常に厳しい経営環境に置かれていることを踏まえて、社会福祉法人が法令等を遵守して、安定的にその社会的責務を果たせるように、所轄庁としての見解も交えながら、会計処理を中心に、事業活動を行う上で留意していただきたい事項について、研修をさせていただきました。

このため、この研修の内容については、全国社会福祉協議会等の関係団体から示された会計処理等の考え方とは、必ずしも同一の視点に立っていないところもありますが、社会福祉法等の法令に違反しない限りは、ここに示した考え方によらないで、それぞれの社会福祉法人の考え方によって、会計処理を行うことを妨げるものではありません。

しかしながら、平成 28 年 3 月における社会福祉法人制度改革では、所轄庁として社会福祉法人の財務規律について、指導監督する権限が強化されたところがありますので、実地監査等の場面において、この研修において示した以外の考え方で会計処理等を行っておられる場合には、所轄庁として、法人の考え方について確認させていただくことがありますので、法人における考え方について整理しておいてください。

最後になりますが、この研修を活かされ、社会福祉法人の経営の安定と財務の健全化に努めていただきますことを節に願ひまして、この研修を終わらせていただきます。

【参照文献】

- 社会福祉法人Q&A（厚生省社会局庶務課監修、全国社会福祉協議会昭和62年3月25日発行）
- 社会福祉法の解説（社会福祉法令研究会著、中央法規出版平成13年10月10日発行）
- 社会福祉法人設立・運営ハンドブック 2008年度版（社会福祉法令研究会著、中央法規出版平成20年3月20日発行）

【厚生労働省通知】

- 社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について（昭和46.7.16厚生省社庶第121号局長通知）
- 特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について（平成12.3.10厚生省老発第188号局長通知）
- 社会福祉法人の認可について（平成12.12.1厚生労働省 障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号局長等通知）
- 社会福祉法人の認可について（平成12.12.1厚生労働省 障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号課長通知）
- 社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13.7.23厚生労働省雇児発第488号社援発第1275号老発第274号局長通知）
- 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運営及び指導について（平成16.3.12厚生労働省 雇児発第0312002号・社援基発第0312002号・障障発第0312002号・老計発第0312002号課長通知）
- 社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について（平成16.3.12厚生労働省雇児発第0312001号社援発第0312001号老発第0312001号局長通知）
- 障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて（平成18.10.18厚生省障発第1018003号部長通知）
- 施設等における利用者預り金の取扱いについて（H19.6.20島根県地福第443号福祉部長通知）
- 社会福祉法人会計基準の運用上の取扱いについて（Q&A）（H23.7.27厚生労働省事務連絡）
- 指定障害児入所施設等における障害児入所給付費等の取扱いについて（平成24.8.20障発0820第8号部長通知）
- 子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について（平成27.9.3府子本第254号児発0903第6号局長通知）
- 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取り扱いについて（平成28.3.31厚生労働省 雇児発0331第15号・社援発0331第39号・老発0331第45号局長通知）
- 社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の留意事項について（平成28.3.31厚生労働省 雇児総発0331第7号・社援基発0331第2号・障障発0331第2号・老総発0331第4号課長通知）
- 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について（平成28.6.1厚生労働省 社援基発0601第1号課長通知）
- 社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について（平成29.1.24厚生労働省 雇児発0124第1号・社援発0124第1号・老発0124第1号局長通知）

社会福祉事業一覧表

	社会福祉法に基づく事業	児童福祉法等の個別法に基づく事業
第1種社会福祉事業	<p>①生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業</p> <p>②生計困難者に対して助葬を行う事業</p> <p>③授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業</p> <p>④共同募金を行う事業</p>	<p>①生活保護法に規定する救護施設、更生施設を経営する事業</p> <p>②児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業</p> <p>③老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は<u>軽費老人ホーム</u>を経営する事業</p> <p>④障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)に規定する<u>障害者支援施設</u>を経営する事業</p> <p>⑤売春防止法(昭和31年法律第118号。以下「売春防止法」という。)に規定する婦人保護施設を経営する事業</p>
第2種社会福祉事業	<p>①生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業</p> <p>②生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業</p> <p>③生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業</p> <p>④生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業</p> <p>⑤隣保事業(隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。)</p> <p>⑥福祉サービス利用援助事業(精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス(第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業のア～</p>	<p>①生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号。以下「生活困窮者自立支援法」という。)に規定する認定生活困窮者就労訓練事業</p> <p>②児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、<u>地域子育て支援拠点事業</u>、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び<u>児童の福祉の増進について相談に応ずる事業</u></p> <p>③就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。)に規定する幼保連携型認定こども園を経営する事業</p> <p>④民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)に規定する養子縁組あっせん事業</p>

<p>セの事業において提供されるものに限る。)の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。)</p> <p>⑦社会福祉事業に係る連絡又は助成を行う事業</p>	<p>⑤母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する<u>母子・父子福祉施設(母子・福祉福祉センター、母子・父子休養センター)</u>を経営する事業</p> <p>⑥老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、<u>老人福祉センター</u>又は老人介護支援センターを経営する事業</p> <p>⑦障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業</p> <p>⑧身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業、<u>手話通訳事業</u>又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する<u>身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設</u>又は<u>視聴覚障害者情報提供施設</u>を<u>経営する事業</u>及び身体障害者の更生相談に応ずる事業</p> <p>⑨知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業</p>
--	---

【注1】「社会福祉法に基づく事業」であっても、個別法に基づく行政庁の許可等が必要な事業があります。

【注2】「個別法に基づく事業であっても、下線を引いた事業については、社会福祉法に基づく都道府県知事等の許可等が必要となります。

【注3】ここにいう「個別法」とは社会福祉を目的として福祉サービスを提供する事業を規定する法律全般をいいます。

【注4】共同募金を行う事業は、社会福祉法第2条第1項の規定ではなく、同法第113条第1項の規定に基づき、第1種社会福祉事業として位置づけられます。